

民による公益の増進を目指して

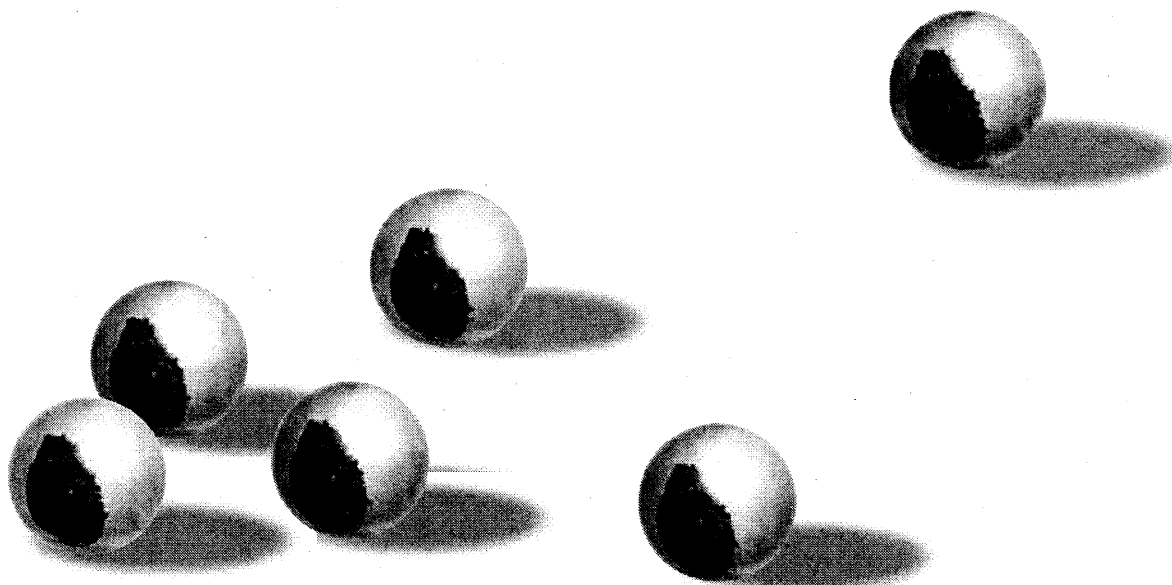
平成20年12月 新しい公益法人制度が施行されます



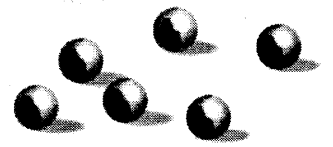
平成20年5月
公益認定等委員会事務局

目次

従来の公益法人の状況について	2
公益法人制度改革の目的	3
公益法人制度改革の経緯	3
公益法人制度改革の目的実現のための骨子	3
新制度の法令等の体系	4
新制度における従来の公益法人等の選択肢	5
特例民法法人について	7
新制度における法人の内部統治 (ガバナンス)	7
新制度移行後の法人の監督	7
特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定	9
特例民法法人から一般社団・財団法人への移行認可	13
新制度における税制	15
公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(移行法人)と従来の公益法人の比較表 ...	17



従来の公益法人の状況について



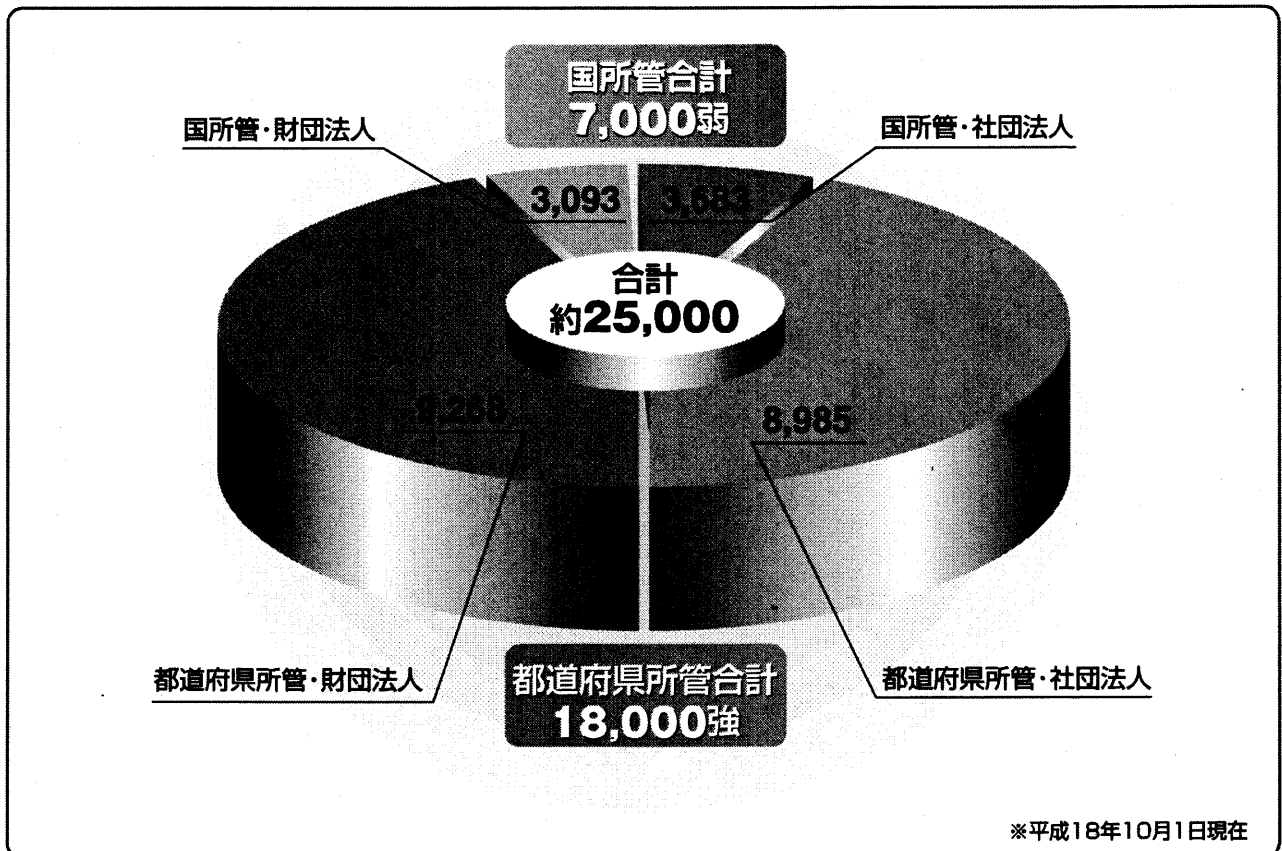
日本の公益法人制度は、明治29年の民法制定とともに始まり、以来約1世紀にわたって、民間非営利部門において大きな役割を果たしています。公益法人は民法第34条（新制度において廃止）に基づき、主務官庁の許可を得て設立され、各種税制上の措置等を受けながら様々な活動を行ってきました。

民法第34条に基づいて設立された社団法人及び財団法人の状況は、以下のとおりとなっています。

(参考) 民法(明治29年法律第89号)(抄)

(公益法人の設立)

第34条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。



特定公益増進法人 うち約900団体

特定公益
増進法人
とは...

公益法人等のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のものを「特定公益増進法人」といいます。一部の法人以外は、特定公益増進法人となるために、主務大臣の認定が必要です。
この法人の主たる目的である事業に対して寄附をした場合、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます。

公益法人制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること。

公益法人制度改革の経緯

平成13年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取り組みを進め、平成15年から16年にかけての「公益法人制度改革に関する有識者会議（福原義春座長）」での議論等を経て、平成16年12月に「公益法人制度改革の基本的枠組み」を閣議決定しました。これを受けて、平成18年の通常国会に関連3法案を提出し、同年5月成立、6月2日に公布されました。

平成19年4月には国の公益認定等委員会が発足し、同年6月の答申に基づき、9月に公益認定等に関する政令・内閣府令を制定し、平成20年4月には、公益認定等ガイドラインを決定しました。公益法人制度改革に係る整備を含む税制改正法案も成立しました。新制度の施行は平成20年12月1日です。

公益法人制度改革の目的実現のための骨子

これまで

- ☆ 主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができた。
- ☆ 法人運営については、法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査を含め監督。
- ☆ 法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがあった。（なお、平成8年に内閣として統一的な「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を整備）

これから

- ☆ 法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能。
- ☆ 一般社団・財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団・財団法人となる。
- ☆ 基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される、国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が行う。

準則主義により法人格が容易に取得でき、また、明確に定められた基準による公益認定を民間有識者が行うことで、民間非営利部門の一層の発展が期待されます。

一般社団・財団法人

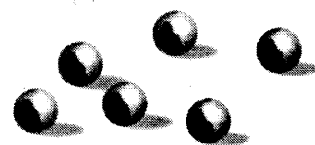
法人法の要件を満たせば、登記のみで設立可。

認定

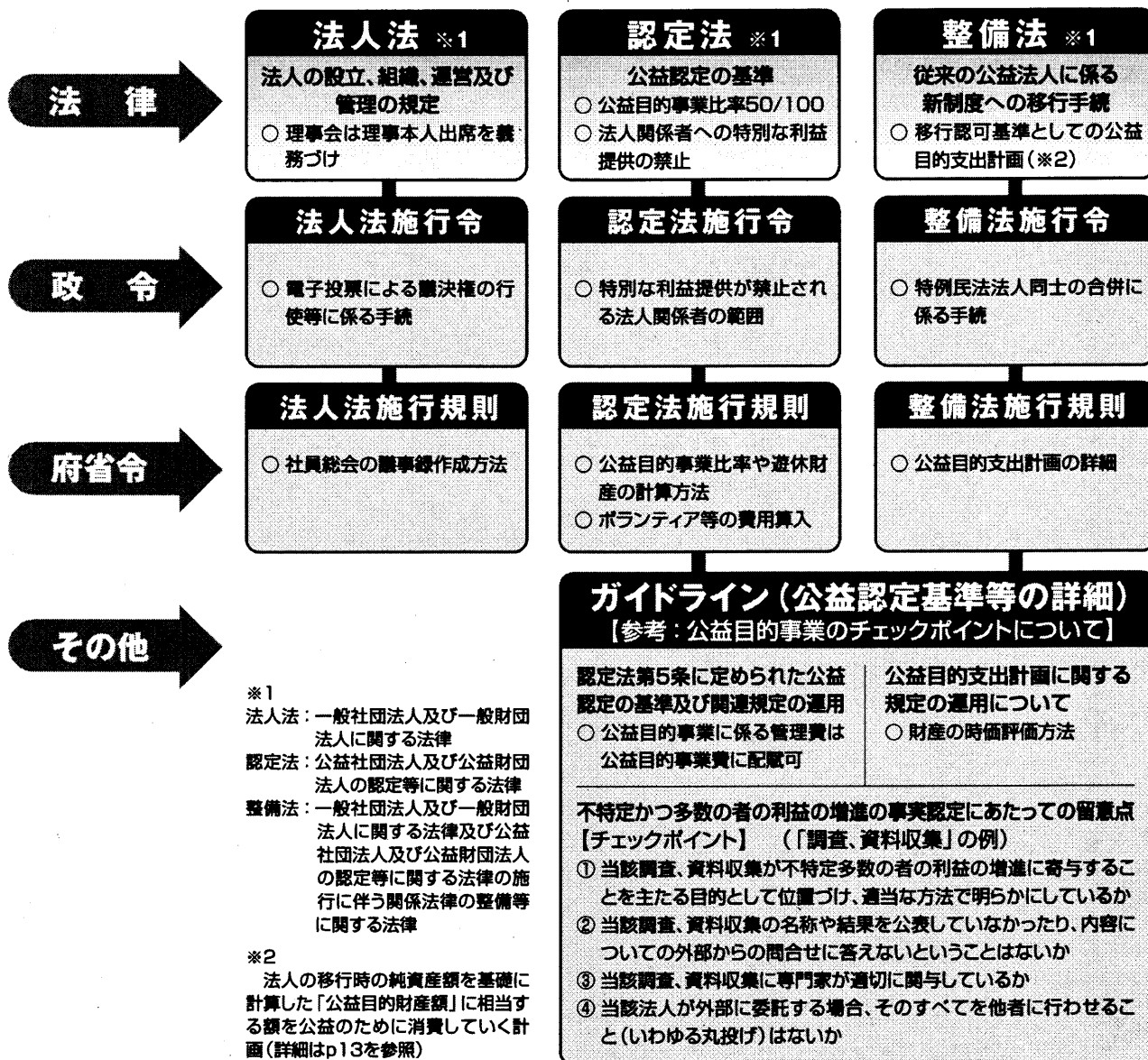
公益社団・財団法人

一般社団・財団法人のうち、認定法の基準を満たしている法人を、行政庁が認定。

新制度の法令等の体系



☆ 新制度の根拠となる3本の法律とそれぞれの政令、府省令、ガイドラインの関係は以下のようになっています。



国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関

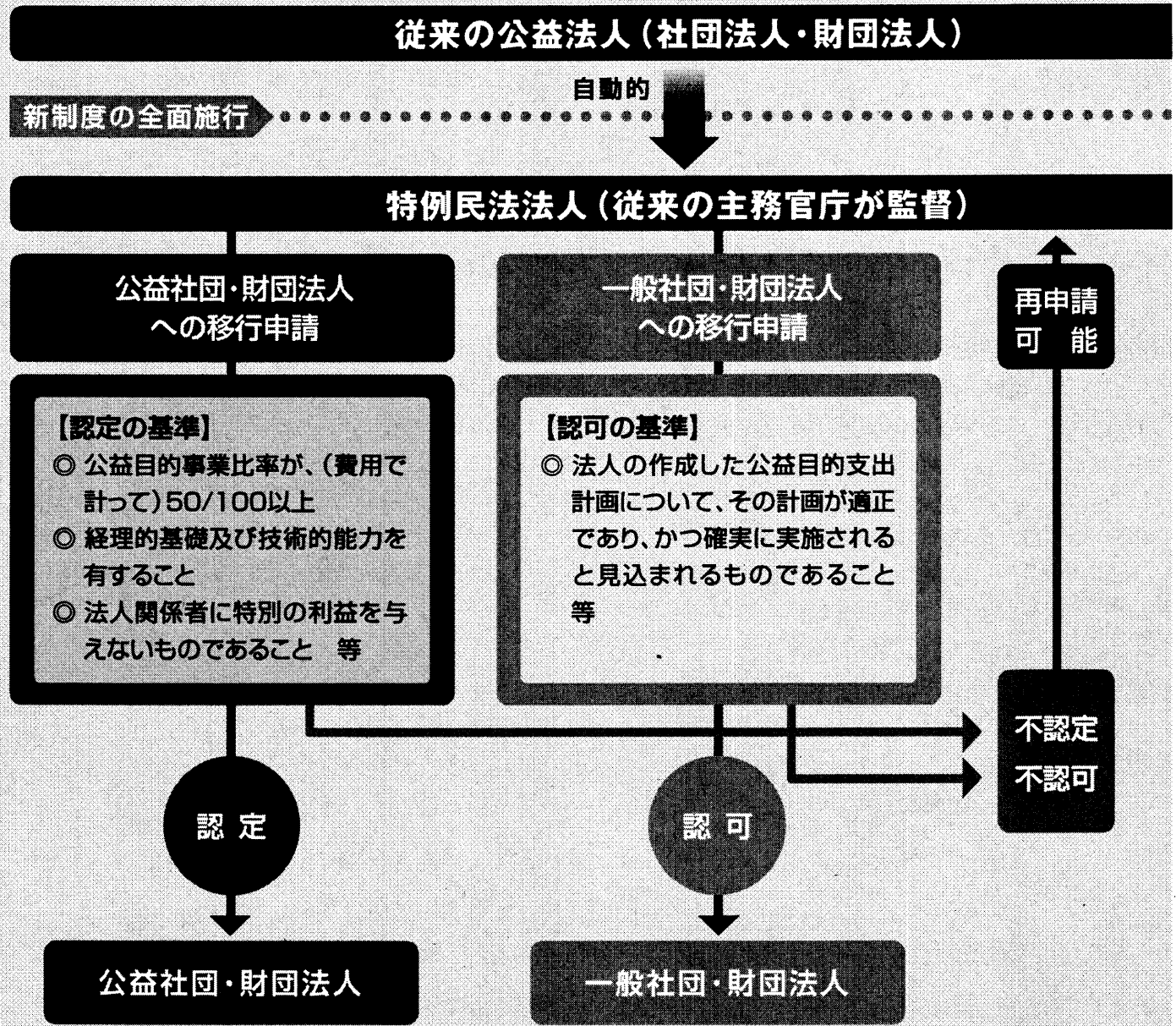
国の公益認定等委員会の委員には、国会同意を得て、現在7名が選ばれています。

- 公益認定等委員会は、公益認定の基準の詳細などを、資料や議事録をホームページで公開しつつ作成。一元的に法人が公益認定の基準を満たしているかどうか判断。
- 都道府県の合議制の機関においても、法令や国の公益認定等委員会の作成するガイドライン等の基準によって同等の審査を実施。
- 公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関は、立入検査等法人の監督を実施。

新制度における従来の公益法人等の選択肢

☆ 従来の公益法人（新制度施行後は特例民法法人）には公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するという選択肢があります。

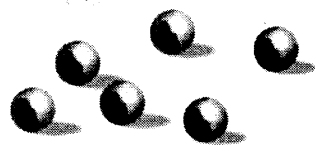
! 平成20年12月1日の新制度施行後5年間は特段の手続をとることなく従来と同様の法人（特例民法法人）として存続できます。ただし、平成25年11月末の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合には解散となりますので注意が必要です。



移行期間の終了

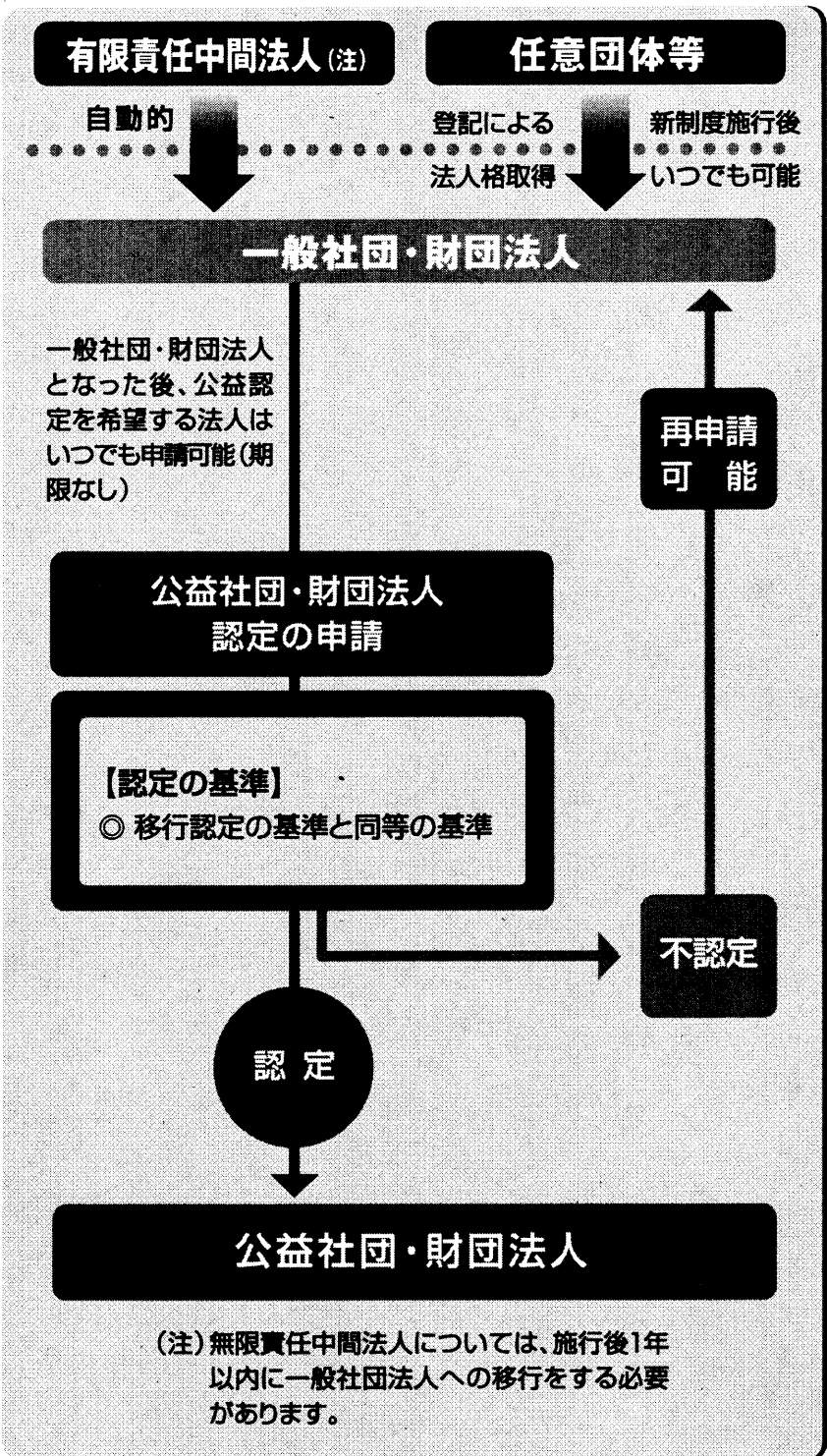
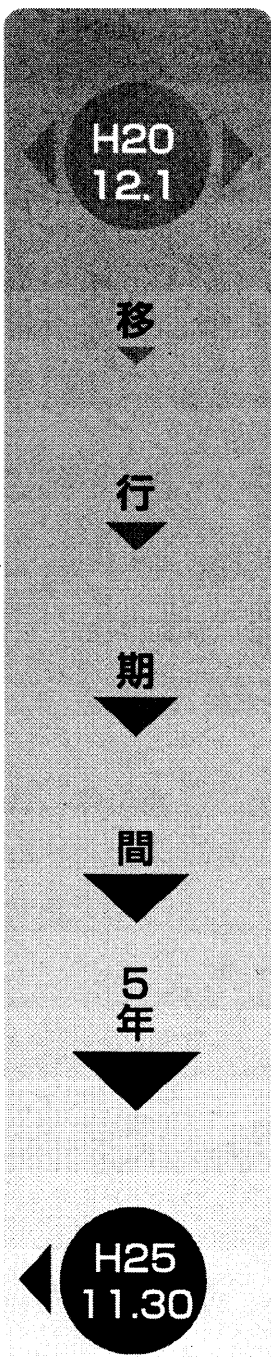
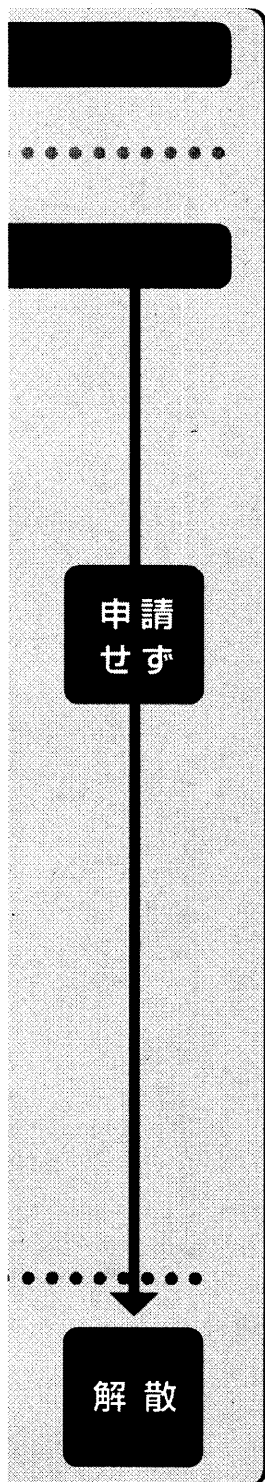
従来の公益法人は、主に次の場合に解散となります。

- 平成20年12月から5年間の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合
- 移行期間の終了までに移行申請を行ったが、移行期間の終了後に認定または認可が得られなかった場合



☆ 公益社団・財団法人は、「民による公益の増進」に寄与する民間非営利部門の重要な主体です。一般社団・財団法人も「民による公益の増進」の担い手として期待されています。

☆ 有限責任中間法人(注)は、新制度の施行と同時に一般社団法人となります。法人格を持たない任意団体等も新制度においては登記のみで法人格の取得(一般社団・財団法人となること)が可能です。一般社団・財団法人は期間の限定なくいつでも公益認定の申請を行うことができます。



特例民法法人について

- ☆ 従来の公益法人は平成20年12月1日の時点で、自動的に「特例民法法人」となります。(定款、機関、登記の変更等の手続は必要ありません)

特例民法法人の間は、

- これまでどおりの名称が使えます…「社団法人～」、「財団法人～」のままで結構です。
- 引き続き従来の主務官庁による監督が行われます
- 従来の公益法人と同等の税制措置が適用されます

(※)仮に移行期間の終了する平成25年11月末の時点で移行申請中であっても、その後移行の登記をするか、認定または認可をしない処分がなされるまで、これらの措置を継続して受けることができます。

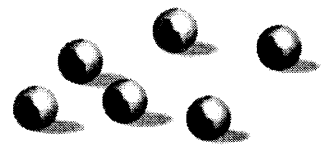
- ☆ 特例民法法人は、法人法や認定法に適合するように定款変更の案を作成するなどの準備を進め、移行期間が終了するまでに、公益社団・財団法人または一般社団・財団法人への移行申請を行政庁(内閣総理大臣または都道府県知事)に行う必要があります。

新制度における法人の内部統治(ガバナンス)

- ☆ 新制度においては、最低限必要な各種機関の設置を含むガバナンスに関する様々な事項が法律で定められており、法人の従来の運営方法を見直していく必要があります。
- ☆ ガバナンスについて法律で明確に定められた理由は次のとおりです。
 - 従来の公益法人制度では、法人のガバナンスについての詳細な規定が民法に置かれておらず、主務官庁ごとに監督が行われていました。
 - 新制度においては、主務官庁制を廃止して準則主義を採用するにあたり、法人自らが責任を持って自主的・自律的に運営を行っていただけるよう、法律でガバナンスに関する様々な事項を明確に定めることとしました。
 - 理事等に就任される方々は、それぞれの役職に与えられた役割や責任を自ら果たすことが求められていることを理解した上で、就任していただく必要があります。

新制度移行後の法人の監督

- ☆ 公益社団・財団法人への移行後は、適正な運営を確保するために必要な限度で、行政庁の監督を受けます。(運営・事業活動についての報告の徴収、立入検査の実施)
- ☆ 法令に違反する疑いがある場合は、勧告や命令、場合によっては公益認定の取消しがあります。
- ☆ 公益認定取消し等の場合には、公益目的事業財産の残額(p11を参照)を1か月以内に認定法で定める公益的団体に贈与することになります。
- ☆ 公益目的支出計画実施中の一般社団・財団法人は、毎年行政庁に対して公益目的支出計画の実施報告をする必要があります。(公益目的支出計画が終了すると、報告の必要もなくなります)



法人のガバナンスに関する変更点

理事会、評議員、評議員会が法定の機関となります

従来の公益法人に置かれている理事会や評議員、評議員会は、主務官庁の指導監督や法人の判断により置かれている任意の機関でした。しかし、新制度においては法律に定める機関となり、その権限や義務は法律に定められています。

したがって、従来の公益法人が新制度に移行する際には、法律にのっとった選任等の手続を定款に定め、評議員の選任等を行うことが必要となります。

- 一般社団法人は、次の5つの選択肢があります。
公益社団法人となるためには④、⑤のどちらかでなければなりません。

①	社員総会	理事			
②	社員総会	理事		監事	
③	社員総会	理事		監事	会計監査人
④	社員総会	理事	理事会	監事	
⑤	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

- 一般財団法人は、次の2つの選択肢があります。
公益財団法人も①、②のいずれかを選択することになります。

①	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
②	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人

特例民法法人の間は、従前のおりの機関設計のままであることが可能です。

ただし、新制度への移行の準備として、移行申請前に法人法に基づく上記機関設計に変更することも可能です。(この場合には、従来の主務官庁の認可を得て定款変更をする必要があります)

その他法人のガバナンスに関する制度の詳細については、公益認定等委員会ホームページのFAQ (<http://www.cao.go.jp/picc/faq/faq.html>) に解説を掲載しております。こちらをご参照下さい。

理事会・評議員会には、理事・評議員本人の出席が必要です

新制度ではこれまで認められていた委任状による代理出席が認められなくなります。

したがって、これまでの法人運営とは異なる運営をする必要が出てくる場合がありますので、各法人では注意が必要です。

また、定款変更等の特に重要な事項については、評議員会における3分の2以上の多数の議決が必要です。

社員総会の成立には総社員の議決権の過半数を有する社員の出席が必要です

社団法人の基本事項の決定を行う社員総会の成立のためには、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席が必要となります。

また、定款の変更や解散の決議等、法人にとって特に重要な事項の議決については、総社員数の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数が必要となります。

評議員を理事・理事会が選ぶことはできなくなります

新しい制度下においては評議員・評議員会は、役員や理事会を監督する役割を担います。したがって、評議員・評議員会の十分な監督責任を果たすため、理事や理事会が評議員を選ぶことはできなくなります。

特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定

特例民法法人は、行政庁の認定を受けて公益社団・財団法人となることができます。

認定基準

移行認定の基準は、

- 1 定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。
 - 2 認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。
- の2点です。

認定法第5条各号に掲げられた認定基準のうち主なものは次のとおりです。これらの基準は、移行後も引き続き遵守しているか監督が行われます。

経理的基礎を有すること

安定的かつ継続的な公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」があるかを確認します。

財務状況が健全であること、財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、公認会計士または税理士等の経理事務の精通者により適切な情報開示が行われていること等が必要です。

技術的能力を有すること

「技術的能力」とは、事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材、設備などの能力のことです。例えば「検査検定」については、人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合することを確認していることが必要です（「公益目的事業のチェックポイント」参照）。

特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念からみて合理性を欠くような利益や優遇のことです。

公益社団・財団法人は、その事業を行うにあたって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません。

収支相償であると見込まれること

公益社団・財団法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません。この収支相償については、二段階で判定を行います。

第一段階

各公益目的事業ごとに費用と収入（それぞれの事業の経常費用、経常収益）を比較します。仮に収入の額が費用の額より大きくても、その差額を、将来のその事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合は、収支相償の基準を満たしているものとみなします。

第二段階

第一段階で計算した収支に加え、その他の、公益に係る費用と収入を合計し、公益全体の収支を比較します。

収入の額が費用の額を上回った場合でも、将来の特定の公益事業の費用に充てる資金（特定費用準備資金）に繰り入れる場合や、公益的な資産を取得する資金（公益資産取得資金）に繰り入れる場合には、収支相償の基準を満たしているものとみなします。